

おおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金交付要綱

〔 令和6年4月1日
告示第 115号 〕

(通則)

第1条 おおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金の交付に関しては、おおい町補助金等交付規則(平成18年おおい町規則第32号)及びおおい町まちづくり課所管補助金等交付要綱(平成18年おおい町告示第18号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、電気自動車を蓄電池として使用するため、個人住宅等にV2H充放電設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより、地球温暖化対策の推進を図るとともに、災害時等における電源を確保することを目的とする。

(補助対象機器等)

第3条 この要綱において、補助対象機器は、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力等として使用できる仕組みを備えたものとする。

(対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、令和6年4月1日以後に新品のV2H充放電設備を自ら使用する目的で購入及び設置した者のうち、第1号又は第2号に該当し、かつ、第3号及び第4号に該当するもので、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 町内に住所を有している個人で、自ら居住する家屋敷地内に設置する者
- (2) 町内に主たる事務所又は事業所を有する法人及び個人事業者で、おおい町内の事業所に設置する事業者
- (3) 過去にこの補助金を利用していない者
- (4) 町税等を滞納していないこと。

(補助金額)

第5条 V2H充放電設備購入者に対する補助金の額は、国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金業務実施細則(以下「業務実施細則」という。)別表1銘柄ごとの補助金交付額の欄に規定する金額の3分の1とする。ただし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、25万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象機器設置後60日以内に、おおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 補助対象機器の設置に係る請求書(設置機器の金額明細が記載されているもの)及び領収書又は契約書の写し
- (2) 補助対象機器の設置後の写真
- (3) 補助対象機器の製造番号が分かる保証書等の写し又は仕様書の写し
- (4) 納税証明書(前年度の全ての町税)
- (5) 個人の場合は住民票の写し、法人の場合は法人登記簿謄本及び履歴事項全部証明書、個人事業者の場合は過年度確定申告の写し又はこれに代わる証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容の調査及び審査を行い、交付の可否及び交付する場合にあっては補助金額を決定する。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定したV2H充放電設備購入者に対しては補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定したV2H充放電設備購入者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知する。

(補助金の請求)

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定通知書を受けたV2H充放電設備購入者は、補助金交付請求書(様式第4号)により補助金の請求を行うものとする。

(財産処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けたV2H充放電設備購入者は、補助対象設備の設置が完了した日から5年を経過する日までの間は、町長の承認を受けずに当該補助対象設備を処分してはならない。

(交付決定の取り消し)

第10条 町長は、補助金の交付を受けたV2H充放電設備購入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住所
申請者
氏名 印

おおい町V2H充放電設備導入等促進事業補助金交付申請書

年度おおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金の交付を受けたいので、おおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
おおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金
- 2 交付申請額 円
補助申請額算出 円（補助基本額）×1/3
- 3 補助事業の目的および内容
V2H充放電設備の導入等を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図るとともに、災害時等における電源を確保するため。

添付書類

- （1）補助対象機器の設置に係る請求書（設置機器の金額明細が記載されているもの）及び領収書又は契約書の写し
- （2）補助対象機器の設置後の写真
- （3）補助対象機器の製造番号が分かる保証書等の写し又は仕様書の写し
- （4）納税証明書（前年度の全ての町税）
- （5）個人の場合は住民票の写し、法人の場合は法人登記簿謄本及び履歴事項全部証明書、個人事業者の場合は過年度確定申告の写し又はこれに代わる証明
- （6）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号

住所
申請者
氏名

おおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったおおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金の交付については、おおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので、同条第2項により通知します。

年 月 日

おおい町長

記

- 1 補助金の額 円
- 2 補助金の交付を受けた者は、当該設備について、注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- 3 補助金の交付を受けた者は、法定耐用年数の期間内において、当該設備を、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

様式第3号（第7条関係）

第 号

住所
申請者
氏名

おおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったおおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金の交付については、おおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、不交付と決定しましたので、同条第2項により通知します。

年 月 日

おおい町長

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

おおい町長 様

請求者

氏名

住所

印

おおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったおおい町V2H充放電設備導入促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額

円

※口座振替依頼

補助金の交付について、次のとおり口座振替を依頼します。

振込先金融機関名	(金融機関名)	(支店名)
口座の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		